

改正概要説明書

国名： アルゼンチン

法令名： 特許・実用新案規則

改正情報： 2019年9月5日改正

改正概要：

1. 特許取得のために提出すべき事項の整備

・ 出願人の提出すべき事項から「出願手数料の納付済書」(第12条(h))及び「願書中の優先権主張の認証謄本」(第12条(i))が削除された(第12条)。

2. 優先権主張、優先権書類に関する規定の追加

・ 出願時に主張された優先権について、特許局は優先権書類、譲渡証、優先権書類の翻訳文を3カ月以内に提出するよう出願人に要求できる条文が新設された(第14条)。

3. 特許出願の自発補正期間の整備

・ 改正前は特許出願の追加、訂正、補正を提出することができる期間が特許出願の出願日から90日と規定されていたが、改正後は30暦日以内に短縮された(第19条)。

4. 予備審査の要件の整備

・ 特許局長の予備審査の命令が特許出願の出願日から90暦日を経過した後に通知されることとなり、予備審査において指摘された不備について出願人が通知の日から30暦日以内に対処しない場合、出願は却下又は取下擬制される旨が規定された(第24条)。

5. 実体審査開始の要件の整備

・ 実体審査開始のための要件((a)～(d))が整備された(第27条)。

6. 拒絶査定決定の通知の整備

・ 特許局が理由および決定の根拠を記載した拒絶の決定を出願人に通知する旨の規定が整備された(第29条)。

7. 電子登録簿を管理の整備

・ 執行機関が電子登録簿の管理を行う旨の規定が整備された(第30条)。

8. 発明特許及び実用新案の付与の公告の内容の整備

・ 発明特許及び実用新案の付与の公告に記載される内容の規定が追加され整備された(第32条(a)-(f))

9. 権利の移転登録手続要件の整備

・ 特許の移転手続は国家産業財産権機関の定める要件に基づく旨の規定が整備され、特許所有者は、国家産業財産権機関に対し自発的ライセンス開放特許の公開を請求できる旨の規定が整備された(第37条)。

10. 新規性喪失の例外を認める期間の変更及び「産業性」の明確化

新規性喪失の例外を認める期間を、改正前の出願前 6 月以内から出願前 12 月以内に延長し、「産業性」の意味を特許法第 4 条(e)に規定する「産業上の利用可能性」とし明確化した（第 55 条）。

11. 実用新案出願の出願要件の書類の不備に対する国家産業財産権機関の権限の新設

実用新案出願の出願書類に不備がある場合、国家産業財産権機関は、出願日から 30 暦日後に当該出願の処分を決定する権限を有する旨の規定を新設した（第 56 条）。

12. 実用新案出願のパリ条約に基づく優先権主張出願に関する規定の新設

実用新案出願のパリ条約に基づく優先権主張出願の優先権書類等の提出物の規定、及び執行機関の責任規定が新設された（第 57 条）。

13. 法改正に合わせての文言の整備

不服申立に適用する法律にその改正法を含む旨の記述を追加し、その他の関連する行政上又は司法上の方法を利用できない旨の規定を整備した（第 72 条）。

14. 特許局の任務の整備

特許局の責任とする任務についての規定が整備された（第 94 条）。

15. 行政組織変更による組織名称の整備

行政組織の変更に伴い、「厚生社会福祉省」を「保健社会開発省の保健局」に、「経済公共事業省の農業漁業食糧事務局管轄下のアルゼンチン植物健康品質管理事務所」を「生産労働省の農産業局」に変更し整備した（第 98 条）。

改正内容：

・ **第 12 条**

(h) 及び (i) 項が削除された。

・ **第 14 条**

追加された。

・ **第 19 条**

補正の日数が短縮された。

・ **第 24 条**

予備審査の要件が改正された。

・ **第 27 条**

実体審査の要件が改正された。

・ **第 29 条**

拒絶査定は特許局が決定することに改正された。

・第30条

電子登録簿の管理は国家産業財産権機関で行うことが規定された。

・第32条

公告の内容がここに規定された。

・第37条

移転要件は特許局が委任されて規定することになった。

・第55条

新規性喪失の例外を認める期間が改正され、実用新案の産業性の意味が新たに規定された。

・第56条

実用新案の出願要件の審査について新たに規定された。

・第57条

パリ条約に基づく優先権主張出願について新たに規定された。

・第72条

法改正に合わせて文言が整えられた。

・第94条

特許局の任務が改正された。

・第98条

アルゼンチンの行政組織の変更に伴い、組織名称の変更が行われた。